特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関 する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和2年1月16日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報
I	特定個人情報ファイルの概要
(另	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
	则汤2) 变更笛所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域 生活支援事業の実施に当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ① 介護給付費及び訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ② 計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給 ③ 障害支援区分の認定、変更の認定 ④ 特定障害者特別給付費の支給申請、支給決定 ⑤ 地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ⑥ 療養介護医療費の支給申請の受理、支給 ⑦ 他の法令による給付との調整 ⑧ 地域生活支援サービスに関する事務 なお、特定個人情報は次の事務に利用している。 ②情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 ②情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。
③対象人数	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
。 株ウ伊 / 桂邦ファノリ	大阪川扱う東郊にないで使用するシフテル

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	統合番号連携システム	
②システムの機能	統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等供等の業務を実現する。 統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統定 (1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別(2) 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。 (3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。 (4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。 (5) 中間サーバーの稼働状況を確認する機能。 (5) 中間サーバーの稼働状況を確認する機能。 (6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる (7) データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。 (8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機	合宛名番号のことをいう。 引、生年月日)を紐づけて管理する機能。 番号変換機能。
③他のシステムとの接続		連携システム 住民基本台帳システム システム)

システム2~5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。 (1) 符号管理機能符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 (2) 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供機能情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 (3) 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報連携対象)の提供を行う機能。 (4) 既存システム接続機能中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (5) 情報提供データベース管理機能特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 (6) 情報提供データベース管理機能特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 (7) データベース管理機能特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 (7) データベース管理機能中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (8) 世界リティビーを理機能中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	当該事務においては、住民基本台帳ネットワークシステムの機能のうち、次の機能のみ使用する。 (1) 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報 の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 (2) 機構への情報照会 全国サーバーに対して個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()

システム4	
①システムの名称	情報共有基盤システム
②システムの機能	情報共有基盤システムは、既存住民基本台帳システム、税務システム等と連携し、情報共有基盤システム上に構築された業務システム(以下「基盤関連システム」という。)が利用する住民情報の一元管理を実現する。 (1) 統合データベース機能 基盤関連システムが利用する住民情報を保管及び提供する機能。 (2) データ連携機能 既存住民基本台帳システム、税務システム等とデータを連携する機能。 (3) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。 (4) 個人認証機能 基盤関連システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。 (5) システム管理機能 情報共有基盤システム及び基盤関連システムにおけるバッチの状況管理、サーバーの死活監視等を行う機能。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム []
システム5	
①システムの名称	障害福祉システム(障害福祉サービス等)
②システムの機能	障害福祉システムは障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の支給決定を行う。 (1)障害支援区分認定機能 (2)障害福祉サービス等の支給決定機能 (3)意見書作成医師・区分認定審査会委員への報酬支出管理機能 (4)障害者総合支援給付支払システム(国民健康保険中央会)に登録する受給者データ作成機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)障害福祉システム(障害福祉サービス等)特定個人情報ファイル
- (2)統合番号連携ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務

- ・番号法第9条第1項 別表第一の84項
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令 第60条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項
- •番号法第9条第2項
- ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する 条例第4条第2項

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	116項 行政手続における特 める事務及び情報を 第44条、第55条、第 【照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特 める事務及び情報を 番号法第19条第17号	定の個人を定める命令を変換をある。 定めるの名 別表第二章 定のるの名をできます。 できまする。 に基づき本	8項、11項、16項、20項、26項、53項、56の2項、57項、87項、108項、 地識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、 108項、109項、110項 地識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定 第55条、第55条の2、第55条の3 市条例で定める独自利用事務

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課
②所屋長の役職名	隨塞施策推准課長

7. 他の評価実施機関

なし

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

障害福祉システム(障害福	・サービス等)特定個人情報ファイル
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<選択肢> (選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	<選択肢>
③対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付
その必要性	上記給付の支給決定、利用者負担の上限月額決定をするために必要である。
④記録される項目	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上
主な記録項目	*** ・識別情報
その妥当性	【その他識別番号】庁内の他のシステムに記録された情報と紐づけるために保有 【4情報及び連絡先】管理する対象の個人を特定し、連絡を取るために保有 【地方税関係情報】利用者負担の上限月額を決定するため保有(障害者総合支援法施行令第17条) 【医療保険関係情報】療養介護医療費の算定のため保有(障害者総合支援法第70条第2項) 【障害者福祉関係情報】障害福祉サービス等の支給決定に必要なため保有(障害者総合支援法第4条、第21条他) 【生活保護情報】利用者負担の上限月額を決定するために保有(障害者総合支援法施行令第17条) 【介護関係情報】介護保険との給付調整の確認のため保有(障害者総合支援法第7条) 【年金関係情報】特定障害者特別給付費の算定のため保有(障害者総合支援法施行令第34条の3)
全ての記録項目	別添1を参照。
5保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	健康福祉局障害施策推進課

3. 特定個人情	青報の入手・	使用
		[〇] 本人又は本人の代理人
		財政局税務課、健康福祉局介護保険課、高齢在宅支 [O]評価実施機関内の他部署 (援課、生活支援課、障害者更生相談所、こころの健康) 相談センター
①入手元 ※		[O] 行政機関·独立行政法人等 (厚生労働大臣)
		[〇] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の市区町村)
		[]民間事業者 ()
		[O]その他 (主治医)
		[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
0 - 4 - 1		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
②入手方法		[〇] 情報提供ネットワークシステム
		[]その他 ()
③使用目的 ※		支給決定情報の管理、障害支援区分の認定、負担上限月額の決定
④使用の主体	使用部署	健康福祉局障害施策推進課、障害自立支援課、障害施設サービス課 鶴見区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 神奈川区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 西区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 特南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 提土ケ谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 根土ケ谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 他区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 を沢区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 造沢区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港北区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 清葉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 精築区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 泉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 泉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 泉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 泉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 泉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課
	使用者数	<選択肢>
⑤使用方法		(1)主治医からの医師意見書を障害支援区分認定に使用 (2)地方税関係情報を利用者負担の上限月額決定に使用 (3)医療保険関係情報を療養介護医療費の算定に使用 (4)障害者手帳情報を障害福祉サービス支給決定の要件確認に使用 (5)生活保護情報を利用者負担の上限月額決定に使用 (6)介護関係情報を障害福祉サービスと介護保険サービスとの給付調整に使用 (7)年金関係情報を情報特定障害者特別給付費の算定に使用
情報の	の突合	本人および主治医からの情報は障害福祉番号(内部識別番号)、庁内他部署からの情報は個人基本番号(内部識別番号)にて突合
⑥使用開始日		平成28年1月4日

4. 犌	定個人情報ファイルの	の取扱いの委託
委託(D有無 <mark>※</mark>	[委託する] <選択肢> (1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託	事項1	運用保守業務委託
①委託内容		システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		株式会社 スリーエス
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	システムの管理作業及び処理作業
委託	事項2	介護給付費等支払業務委託
①委i	七内容	介護給付費等の支払業務
②委i	毛先における取扱者数	<選択肢>
③委i		神奈川県国民健康保険団体連合会
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	地域生活支援サービス費の支払支援業務

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (6)件 [O]移転を行っている (4)件
提供"移転の有無	[] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第8項 別表第二 16項
②提供先における用途	児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務
③提供する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 (
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
⑦時期·頻度 提供先2~5	照会を受けたら都度
3 1.13 1.131	照会を受けたら都度 都道府県知事等
提供先2~5	
提供先2~5 提供先2	都道府県知事等
提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠	都道府県知事等 番号法 第19条第8項 別表第二 26項 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	都道府県知事等 番号法 第19条第8項 別表第二 26項 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	都道府県知事等 番号法 第19条第8項 別表第二 26項 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	都道府県知事等 番号法 第19条第8項 別表第二 26項 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

提供先3	市町村長						
①法令上の根拠	番号法 第19条第8項 別表第二 56の2項						
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務						
③提供する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報						
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち被災者						
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線						
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
© IEVOJIA	[] フラッシュメモリ [] 紙						
	[]その他 ()						
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度						
提供先4	都道府県知事等						
①法令上の根拠	番号法 第19条第8項 別表第二 57項						
②提供先における用途	児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務						
③提供する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に 関する情報						
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>						
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)及び療養介 護医療費の受給者のうち手当改定児童						
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線						
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
	[] フラッシュメモリ []紙						
	[]その他 ()						
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度						

提供先5	都道府県知事等					
①法令上の根拠	番号法 第19条第8項 別表第二 87項					
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給の実施に関する事務					
③提供する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報					
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要支援者					
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線					
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
◎旋床刀Д	[] フラッシュメモリ [] 紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度					
提供先6	市町村長					
①法令上の根拠	番号法 第19条第8項 別表第二 116項					
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の 実施に関する事務					
③提供する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報					
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち地域子ども・子育て支援事業対象者					
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線					
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
SICINIJIA	[] フラッシュメモリ []紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度					

移転先1	健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課					
①法令上の根拠	番号法 第19条第8項 別表第二 56の2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条 例第4条第3項					
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務					
③移転する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち被災者					
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()					
⑦時期·頻度	年1回					
移転先2~5						
移転先2	健康福祉局生活福祉部生活支援課					
①法令上の根拠	番号法 第19条第8項 別表第二 26項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条 例第4条第3項					
②移転先における用途	生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務					
③移転する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要保護者等					
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度					

移転先3	健康福祉局生活福祉部生活支援課					
①法令上の根拠	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項					
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務					
③移転する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要保護者等					
	[〇]庁内連携システム []専用線					
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
⊕19∓47J/A	[] フラッシュメモリ []紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度					
移転先4	健康福祉局生活福祉部生活支援課					
①法令上の根拠	番号法 第19条第8項 別表第二 87項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条 例第4条第3項					
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給の実施に関する事務					
③移転する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要保護者等					
	[] 庁内連携システム [] 専用線					
⑥移転方法	[〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
C IS THAT I FAM	[] フラッシュメモリ [] 紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	月1回					

6. 特定個人情報の保管・消去

<横浜市における措置>

障害福祉システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分 証明書と事前申請との照合を行う。

・障害福祉システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。

・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップも データベース上に保存される。

・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。

・申請書等の紙媒体は鍵のかかる棚に施錠して保管する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップも データベース上に保存される。

7. 備考

保管場所 ※

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

統合番号連携ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<選択肢>
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲	・住民基本台帳法第5条に基づき本市住民基本台帳に記録された住民(以下、住民登録内の者) ・住民基本台帳に記録されていた者で転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)され た者または本市住民基本台帳に未記録の者のうち本市の業務上必要な者(以下、住民登録外の者)の うち、本市で個人番号を把握した者。
その必要性	・個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 ・番号法第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う 必要がある。
④記録される項目	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上
主な記録項目	・識別情報
その妥当性	個人番号、4情報、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有する。 その他住民票関係情報:統合番号連携システムの画面上で、DV被害者等の理由による自動応答不可 の状況及びその理由等を表示するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	健康福祉局障害施策推進課

3. 特定個人情報の入手・使用					
		[〇]本人又は本人の代理人			
		[〇]評価実施機関内の他部署 (市民局窓ロサービス課)			
①入手元 ※		[]行政機関・独立行政法人等 ()			
		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()			
		[]民間事業者 ()			
		[O]その他 (地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシス)			
		[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ			
②入手方法		[]電子メール [〇] 専用線 [〇] 庁内連携システム			
企 八丁刀丛		[]情報提供ネットワークシステム			
		[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)			
③使用目的 ※		障害福祉サービス等の支給決定記録の管理			
使用部署		健康福祉局障害施策推進課籍見区高齢・障害支援課、こども家庭支援課神奈川区高齢・障害支援課、こども家庭支援課西区高齢・障害支援課、こども家庭支援課中区高齢・障害支援課、こども家庭支援課帯南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課港南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課として、こども家庭支援課として、ことも家庭を支援課として、ことも家庭を支援課として、ことも家庭を支援課といる。一個では、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、のでは、ことが、ことが、のでは、ことが、ことが、ことが、ことが、ことが、ことが、ことが、ことが、ことが、ことが			
	使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
⑤使用方法		・統合番号を生成する。 住民登録内の者の分:住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、統合番号を生成する。 住民登録外の者の分:当該事務で必要となった者を統合番号連携システムへ登録した際に、統合番号を生成する。 ・生成した統合番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。 ・統合番号並びに個人番号及び業務固有番号を紐付けて管理することにより、効率的に個人を特定する。 ・統合番号を用いて、情報照会、情報提供業務を行う。			
情報の)突合	個人番号、4情報、統合番号及び業務固有番号を相互に突合し、個人を特定する。			
⑥使用開始日		平成27年10月5日			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託							
委託の有無 ※		[委託する] < (選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない					
		(3)件					
安託	事項1	運用保守業務委託					
①委言	托内容	システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に 託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となっ					
②委請	<選択肢>②委託先における取扱者数[10人以上50人未満] (選択肢>3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上						
③委請	托先名	日本ソフトウェアマネジメント株式会社					
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)					
	⑥再委託事項	システム運用保守支援業務					
委託	事項2~5						
委託	事項2	オペレーション業務委託					
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な 知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。					
②委言	托先における取扱者数	<選択肢>					
③委託先名		株式会社SH-Net					
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)					
	⑥再委託事項	オペレーション支援業務					

委託事項3	データ保管業務委託				
①委託内容	データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、 媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。				
②委託先における取扱者数	<選択肢>				
③委託先名	未定				
④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない				
再 委 託 ⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)				
⑥再委託事項	データ保管支援業務				
5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件 []移転を行っている ()件 []				
6. 特定個人情報の保管・					
保管場所 ※	〈横浜市における措置〉 ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・申請書等の紙書類は鍵のかかる棚に施錠して保管する。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。				
7. 備考					

L

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(障害福祉システム(障害福祉サービス等)特定個人情報ファイル)

個人基本情報

1 個人基本番号 2 名寄せ番号 3 情報源コード 4 個人コード 5 個人種別 6 住民状態 7 世帯コード(住基) 8 世帯コード(外国人) 9 氏名(カナ) 10 氏名(漢字) 11 通称名(カナ) 12 通称名(漢字) 13 性別 14 生年月日 15 続柄(コード) 16 続柄(漢字) 17 市民年月日 18 異動年月日 19 異動事由コード 20 届出年月日 21 住所_郵便番号 22 住所_住所 23 住所_方書 24 国籍コード 25 在留資格 26 在留期間 27 併記名(カナ) 28 併記名(漢字)

利用者台帳情報

1 障害福祉番号 2 区受給者番号 3 児相受給者番号 4 住記区コード 5 申請受付区コード 6 申請受付児相コード 7 利用者区分コード 8 氏名区分コード 9 情報提供同意コード 10 障害種別(身体) 11 障害種別(知的) 12 障害種別(精神) 13 障害種別(発達) 14 障害種別(難病) 15 優先障害種別コード 16 送付先氏名(カナ) 17 送付先氏名(漢字) 18 送付先郵便番号 19 送付先住所 20 送付先方書 21 送付先電話番号 22 保護者氏名(カナ) 23 保護者氏名(漢字) 24 保護者郵便番号 25 保護者住所 26 保護者方書 27 保護者電話番号 28 保護者生年月日 29 保護者続柄コード 30 受給者証郵便番号 31 受給者証住所 32 受給者証方書 33 認定結果コード 34 二次判定障害程度区分コード 35 認定期間開始日 36 認定期間終了日 37 スコア認定期間開始日 38 スコア認定期間終了日

基本調査情報

1 申請日 2 給付区分 3 障害種別 4(申請者)カナ氏名 5(申請者)漢字氏名 6(申請者)生年月日 7(申請者)年齢 8(申請者)郵便 番号 9(申請者)居住地 10(申請者)電話番号 11(調査対象者)か計調査対象者 12(調査対象者)漢字調査対象者 13(調査対象者) 生年月日 14 (調査対象者)年齢 15 (調査対象者)申請者との続柄 16 身体障害者手帳番号 17 療育手帳番号 18 精神障害者保健 福祉手帳番号 19 難病コード 20 難病名称 21 (医師)意見書依頼日 22 (医師)意見書入手日 23 (医師)医療機関コード 24 (医師) 医師コード 25(医師)医療機関-郵便番号 26(医師)医療機関-所在地 27(医師)医療機関-電話番号 28(指定相談支援事業者) 調査依頼日 29(指定相談支援事業者)実施日 30(指定相談支援事業者)所属機関 31(指定相談支援事業者)委託区分 32(指定相 談支援事業者)認定調査員コード 33(指定相談支援事業者)認定調査員資格コード 34(指定相談支援事業者)実施場所 35(調査対 象者)性別コード 36 (調査対象者)家族等連絡先ー郵便番号 37 (調査対象者)家族等連絡先ー住所 38 (調査対象者)家族等連絡先 - 電話番号 39 (調査対象者)家族等連絡先ー漢字氏名 40 (調査対象者)家族等連絡先ー調査対象者との関係 41 (概況調査)身体 障害者等級 42(概況調査)身体障害者の種類 43(概況調査)療育手帳等級 44(概況調査)精神障害保健福祉手帳等級 45(概況調 査)障害基礎年金等級 46(概況調査)その他の障害年金等級 47(概況調査)生活保護の受給 48 一次判定日 49 訓練等スコア決定 日 50 行動援護スコア決定日 51 一次判定結果 52 判定スコア 53 総合評価項目得点(起居動作) 54 総合評価項目得点(生活機 能 I(食事·排泄等)) 55 総合評価項目得点(生活機能 II(移動·清潔等)) 56 総合評価項目得点(視聴覚機能) 57 総合評価項目得 点(応用日常生活動作) 58 総合評価項目得点(認知機能) 59 総合評価項目得点(行動上の障害(A群)) 60 総合評価項目得点(行 動上の障害(B群)) 61 総合評価項目得点(行動上の障害(C群)) 62 総合評価項目得点(特別な医療) 63 総合評価項目得点(麻 痺・拘縮) 64 総合評価項目得点(その他) 65 訓練等給付スコア 66 行動援護スコア 67(介護給付費)審査会資料作成日 68(介護 給付費)審査会予定日 69 (介護給付費)合議体コード 70 (介護給付費)審査会資料番号 71 (介護給付費)二次判定日 72 (介護給付 費) 二次判定結果 73(介護給付費)変更事項コード 74(介護給付費)認定有効期間 75(介護給付費)審査会意見の有無 76(介護給 付費)審査会意見 77 (介護給付費)支給決定日 78 (介護給付費)支給有効開始日 79 (訓練等給付費)暫定支給決定日 80 (訓練等 給付費)支給決定日 81(地域相談支援給付費)支給有効開始日 82(地域相談支援給付費)支給決定日 83(認定調査)移動や動作 等に関連する項目 84(認定調査)身の回りの世話や日常生活等に関連する項目 85(認定調査)意思疎通等に関連する項目 86(認 定調査) 行動障害に関連する項目 87 (認定調査) 特別な医療に関連する項目 88 (医師意見書)麻痺 89 (医師意見書)関節の拘縮90 (医師意見書)てんかん 91 (医師意見書)二軸評価 92 (医師意見書)生活障害評価

障害支援区分認定情報

1 認定申請日 2 認定申請事由 3 給付区分(介護給付) 4 給付区分(訓練等給付) 5 訪問調査依頼日 6 訪問調査希望日 7 調査実施機関事業所番号 8 調査実施機関調査員番号 9 調査実施市職員所属区コード 10 調査実施市職員コード 11 訪問調査実施日 12 訪問調査実施期限 13 訪問調査依頼書発行日 14 訪問調査依頼書決裁日 15 医師意見書作成依頼日 16 意見書作成依頼先都道府県コード 17 意見書作成依頼先医療機関番号 18 意見書作成担当医師コード 19 意見書返送日 20 意見書返送期限 21 進達日 22 一次判定実施期限 23 一次判定実施日 24 一次判定障害程度区分 25 認定有効期間 26 審査会日 27 審査会コード 28認定年月日 29 認定結果区分コード 30 二次判定障害程度区分コード 31 認定結果理由 32 障害程度区分変更理由コード 33 認定期間 26 審査会日 27 審査会コード 30 に次判定障害程度区分コード 31 認定結果理由 32 障害程度区分変更理由コード 33 認定期間 25 まる会別 39 認定結果通知書番号 40 認定結果通知書発行日 41 前回二次判定障害程度区分コード 42 前回認定終了日 43 申請取下理由 44 申請取下日

支給サービス情報

1 サービスコード 2 担当区コード 3 状態コード 4 申請日 5 支給開始基準日 6 申請事由コード 7 申請_支給量 8 申請_二人派遣支給量 9 申請_支給開始日 10 申請_支給終了日 11 申請_8日控除支給量フラグ 12 申請_暫定支給フラグ 13 申請_暫定支給開始日 14 申請_暫定支給終了日 15 決定年月日 16 決定_支給量 17 決定_二人派遣支給量 18 1回あたりの利用時間数 19 決定_支給開始日 20 決定_支給終了日 21 決定 _8日控除支給量フラグ 22 決定_暫定支給フラグ 23 決定_暫定支給開始日 24 決定_暫定支給終了日 25 変更_支給と 26 変更_二人派遣支給量 27 変更」適用開始日 28 変更」適用終了日 29 変更_8日控除支給量フラグ 30 不支給決定日 31 不支給理由コード 32 保留年月日 33 保留理由コード 34 取下年月日 35 取下理由コード 36 却下年月日 37 却下理由コード 38 取消年月日 39 取消決定日 40 取消理由コード 41 加算情報 42 優先支給期間開始日 43 優先支給期間終了日 44 優先8日を控除した日数とするフラグ 45 優先支給量 46 優先二人派遣支給量

収入情報

1 所得年度 2 適用年月(開始) 3 適用年月(終了) 4 生保区分 5 本人課税区分 6 合計所得額 7 年金等収入 8 特障手当等収入 9 工賃等就労収入 10 在日外国人福祉給付金 11 仕送りによる収入 12 不動産の家賃収入 13 その他収入 14 その他生活費 15 租税 16 社会保険料 17 負担上限額境界層該当 18 境界層該当後負担上限月額 19 補足給付境界層該当 20 境界層該当後補足給付月額 21 個別減免預貯金額 22 個別減免一定の不動産以外の不動産 23 世帯員課税区分 24 配偶者課税区分 25 負担軽減申請生計中心者氏名 26 負担軽減申請世帯員数 27 負担軽減申請世帯収入 28 負担軽減申請世帯預貯金額 29 負担軽減申請世帯一定の不動産以外の不動産 30 障害基礎年金1級受給者フラグ 31 本人市民税所得割額 32 配偶者市民税所得割額 33 合算市民税所得割額 34 個別減免該当フラグ 35 食事負担額区分コード 36 老人保健医療該当フラグ 37 市民税所得割額区分 38 配偶者個人基本番号 39 配偶者氏名 40 保護者個人基本番号 41 保護者氏名

上限額決定情報

1 市基準負担区分 2 市基準負担上限額 3 適用年月 4 児相適用年月 5 国基準負担区分 6 国基準負担上限額 7 社福減免認定額(市基準) 8 社福減免認定額(国基準) 9 補足給付認定額(市基準) 10 補足給付認定額(国基準) 11 補足給付適用年月日 12 補足給付対象サービスコード 13 階層年度 14 法第31条に基づく給付率 15 法第31条に基づく給付率有効期間 16 個別減免該当フラグ 17 療養介護(福祉部分) 18 療養介護(医療部分) 19 療養介護(食事負担額) 20 食事提供加算コード

療養介護医療機関情報

1 都道府県コード 2 医療機関番号 3 被保険者証番号 4 保険者名 5 保険者番号

療養介護受給者証情報

1 担当区コード 2 公費負担受給者番号 3 交付年月日

上限額管理情報

1 上限額管理判定結果 2 上限額管理事業所 3 判定日 4 適用年月 5 国基準負担上限月額 6 想定負担額 7 上限額管理適用期間 8 上限額管理取消日

通知書発行履歴情報

1 発行日 2 通知書番号 3 帳票ファイル名

受給者証発行履歴情報

1 交付日 2 再交付事由 3 受給者番号 4 発行基準日 5 適用年月

給付集計情報

1 サービス提供年度 2 事業者番号 3 利用量

介護保険情報

1 介護保険被保険者番号 2 要介護状態区分 3 認定期間開始日 4 認定期間終了日

生保開廃情報

1 生活保護措置区 2 生活保護開始年月日 3 生活保護廃止年月日 4 停止年月日 5 停止解除年月日 6 担当CW

(統合番号連携ファイル)

統合番号連携ファイル情報

1 個人番号 2 統合番号 3 4情報 5 業務固有番号 6 自動応答不可フラグ用サイン

リスク対策 <u>※(7. @を除く。)</u>

1. 特定個人情報ファイル名

障害福祉システム(障害福祉サービス等)特定個人情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

○障害福祉システムに登録してあるデータを利用する際の措置 ・情報共有基盤システム(障害福祉システムの上部システム)へのログイン時の職員認証により担当事務 を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制 リスクに対する措置の内容 御する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知す る。 <選択肢>] Γ 十分である

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスクへの対策は十分か

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。限定した権限の割り当て リスクに対する措置の内容 を行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにする。 く選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 Γ 行っている 1 1) 行っている 2) 行っていない ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権 限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。 具体的な管理方法 ・職員ごとにユーザID・パスワードを発効する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用 を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。 その他の措置の内容 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている [十分である] リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託	しない	
リスク	: 委託先における不正な	な使用等の)リスク					
	Z約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている	1	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていな	th	
	規定の内容	·目的外科 ·複写、物 ·作工。 ·有子 ·音、 ·事故発	刊用の原則禁止 夏製の原則禁止 所の外への持出禁止 の原則禁止	:	項において、次のとおり規定			
	モ先による特定個人情報 レの適切な取扱いの担	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 3) 十分に行っていない	へる 2) 十分に行っ 4) 再委託して		
	具体的な方法	横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項						
その他	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である)	
特定個	固人情報ファイルの取扱し	いの委託に	おけるその他のリス	くク及びその)リスクに対する措置			
5. 特	定個人情報の提供・移軌	酝 (委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供	・移転しない	
リスク	: 不正な提供・移転が行	テわれるリン	スク					
	固人情報の提供・移転に ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていな	ilv	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・情報共	当てを行い、権限のな	 ログイン時 ある事務の	の職員認証により担当事務を! み操作できる仕組みとする。 グを保持し、必要に応じて事役			
その他	也の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である)	
特定個 措置	■人情報の提供・移転(委	委託や情報	提供ネットワークシス	 ステムを通し	こた提供を除く。)におけるその	他のリスク及びそ	のリスクに対する	

提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係 法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について、必要な確認を行う。

情報技	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_						
7. 特	定個人情報の保管・シ	消去				
リスク	: 特定個人情報の漏えし	ハ・滅失・毀損リスク				
①事 知	女発生時手順の策定・周	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生あり]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	
	その内容	別紙のとおり				
	再発防止策の内容	別紙のとおり				
その他	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びその	リスクに対す	する措置		
_						
8. 監	查					
実施0	D有無	[O] 自己点検	[O]	内部監査 []	外部監査	
9. 従	業者に対する教育・啓	P 発				
従業者	皆に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
	具体的な方法	を作成し、中間サーバー・プラ	ームにおける 提供する最業 ラットフォーム	5措置> 新の情報セキュリティ教育用資料 の運用に携わる職員及び事業 ³	斗等を基にセキュリティ教育資材 者に対し、運用規則(接続運用規 員着任時)実施することとしてい	

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

統合番号連携ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

○データを登録する際の防止措置

・住民登録内の者の分:住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人 番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。

・住民登録外の者の分:業務固有番号には個人基本番号を付番し正確に紐付を行う。また、住民登録 外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信 し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。

○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置

・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により 誤って他人の情報を表示することを抑止する。

・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。

リスクに対する措置の内容

・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。

〇統合番号連携システムに登録してあるデータを利用する際の措置

・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。

・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。

・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。

〇本人から情報を入手する際の措置

・申請書等の紙媒体は鍵のかかる棚に施錠して保管する。

リスクへの対策は十分か

十分である

Γ

く選択肢>

2) 十分である

1)特に力を入れている 3)課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用					
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑止する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 権限のない者(元職	哉員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
具体的な管理方法	・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同ーユーザIDの同時ログインを制限する。				
その他の措置の内容	○ID・パスワードの発効及び失効管理 ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。 ○アクセス権限の管理 ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。 ○特定個人情報の使用の記録 ・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。				
リスクへの対策は十分か	【				
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_					

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない						
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容	契約書に添付する個人情報・目的外利用の原則禁止・複写、複製の原則禁止・作業場所の外への持出禁・再委託の原則禁止・資料等の返還・事故発生時等における報告・研修の実施及び誓約書の語	止		总定		
	任先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	ている 2) 十分に行っている 4) 再委託していない		
	具体的な方法	横浜市個人情報の保護に関・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約			事項による。		
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他の!	ノスク及びそ	のリスクに対する措置			
_							
5. 特	定個人情報の提供・移転	伝 (委託や情報提供ネットワ	ークシステ.	ムを通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない		
リスク	: 不正な提供・移転が行	テわれるリスク		7 YEE 117 UT \			
	国人情報の提供・移転 るルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法						
その他	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内 容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対 応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーとファファームにおける指導ン ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を
- 確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)してお り、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏 えい等のリスクを極小化する。

		 	4454
_	GG 1	つ保管・	N
		7 TE 'E' '	

リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に	:行っている]	〈選択肢〉 1)特に力を入れて行ってい 3)十分に行っていない	る 2) 十分に行っている	
②過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか		[発生あり]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	
その内容再発防止策の内容		別紙のとおり					
		別紙のとおり					
その他の措置の内容		_					
リスクへの対策は十分か		[+:	分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査

[〇] 自己点検 実施の有無 [〇]内部監査 Γ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

<選択肢> 十分に行っている] 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 十分に行っていない 従業者に対する教育・啓発

<横浜市における措置>

年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材 具体的な方法 を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用 規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとし ている。

10. その他のリスク対策

<u>_____</u> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラ シの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実 現する。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
①請求先	横浜市役所市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882
②請求方法	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	_
④個人情報ファイル簿への不 記載等	_
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
①連絡先	横浜市役所 健康福祉局障害施策推進課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3601
②対応方法	・問合せ受付時に受付票を作成し、対応に関する記録を残す。 ・必要に応じて担当部署に連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価						
①実施日	令和2年1月16日					
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】					
①方法						
②実施日·期間						
③主な意見の内容						
3. 第三者点検【任意】						
①実施日						
②方法						
③結果						

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定め る事務を定める命令 第60条第1項、第2項、第 3項、第5項	項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8	事後	記載漏れによるもの。
平成31年3月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 16項、26項、 56の2項、57項、87項、116項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定め る事務及び情報を定める命令 第12条、第19 条、第30条、第31条、第44条 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 108項、109	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 8項、11項、16項、20項、26項、53項、56の2項、57項、87項、108項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 108項、109項、110項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3番号法第19条第16号 番号法第9条第2項に基づき本市条例で定める独自利用事務【照会】	事後	記載漏れによるもの。

平成31年3月8日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	障害企画課長 山田 洋	障害企画課長	事後	重要な変更には該当しないため。
	II (障害福祉システム) 特定 個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ①入手元※	財政局税務課、健康福祉局介護保険課、生活支援課、障害者更生相談所	財政局税務課、健康福祉局介護保険課、高齢 在宅支援課、生活支援課、障害者更生相談所、 こころの健康相談センター	事後	記載漏れによるもの。
	II (障害福祉システム) 特定 個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体 使用部署	保土ケ谷区高齢・障害支援課	保土ケ谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援 課	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	Ⅱ(障害福祉システム) 特定 個人情報の提供・移転 提供・移転の有無 移転件数	2件	4件	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム) 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	番号法 第19条第7項 別表第二 56の2項	番号法 第19条第7項 別表第二 56の2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例第4条第3項	事後	重要な変更には該当しないため。
亚成31年2月0日	II (障害福祉システム)特定 個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法 第19条第7項 別表第二 26項	番号法 第19条第7項 別表第二 26項 横浜市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例第4条第3項	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定 個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	_	健康福祉局生活福祉部生活支援課	事後	重要な変更には該当しないた め。

平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定 個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	_	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	Ⅱ (障害福祉システム)特定 個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ②移転先における用途	_	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に 関する事務	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 (3)移転する情報	_	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支 給に関する情報	事後	重要な変更には該当しないため。
	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ④移転する情報の対象となる本人の数	_	1万人未満	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	_	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護 医療費の受給者のうち要保護者等	事後	重要な変更には該当しないため。

_	-	-	-		
亚帝31年2日0日	II (障害福祉システム)特定 個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑥移転方法	_	庁内連携システム	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑦時期・頻度	_	照会があった都度	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4		健康福祉局生活福祉部生活支援課	事後	重要な変更には該当しないため。
	II (障害福祉システム)特定 個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	_	番号法 第19条第7項 別表第二 87項 横浜市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例第4条第3項	事後	重要な変更には該当しないため。
	II (障害福祉システム)特定 個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ②移転先における用途		中国残留邦人等支援給付等の支給の実施に関する事務	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定 個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ③移転する情報		障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支 給に関する情報	事後	重要な変更には該当しないた め。

平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 (4)移転する情報の対象となる本人の数	_	1万人未満	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	_	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護 医療費の受給者のうち要保護者等	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑥移転方法	_	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑦時期・頻度	_	月1回	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (統合番号連携システム) 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体 使用部署	保土ケ谷区高齢・障害支援課	保土ケ谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援 課	事後	重要な変更には該当しないため。

亚成31年2月0日	II (統合番号連携システム) 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	未定	日本ソフトウェアマネジメント株式会社	事後	重要な変更には該当しないため。
亚成21年2日0日	II (統合番号連携システム) 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	未定	株式会社SH-Net	事後	重要な変更には該当しないため。
	II (統合番号連携システム) 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 保管場所	の入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフト	<構浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・申請書等の紙書類は鍵のかかる棚に施錠して保管する。	事後	表現の軽微な修正であるた め。

平成31年3月8日	Ⅲ (障害福祉システム)リス ク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職	認証により担当事務を特定する。担当事務に限 定した 権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情 報を検索及び登録できる仕組みとする。	権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端	車	セキュリティリスクを低減させ
十成の 年の月8日	員、アクセス権限の職員等)に よって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	・職員ごとにユーザID・パスワードを発効する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共 用IDの利 用を禁止する。 ・同ーユーザIDの同時ログインを制限する。	末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。	7 D	る変更であるため。
平成31年3月8日	Ⅲ (障害福祉システム)リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転に関するルール		定めている	事後	重要な変更であるため。
平成31年3月8日	Ⅲ (障害福祉システム)リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルールの内容及びルール遵守の確認方法		【障害福祉システムにおける措置】 ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員 認証により担当事務を特定する。担当事務に限 定した権限の割り当てを行い、権限のある事務 のみ操作できる仕組みとする。	事後	重要な変更であるため。
平成31年3月8日	Ⅲ (障害福祉システム)リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	_	【障害福祉システムにおける措置】 ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員 認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務 のみ操作できる仕組みとする。	事後	重要な変更であるため。

平成31年3月8日	Ⅲ (障害福祉システム)リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	_	提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について、必要な確認を行う。	事後	重要な変更であるため。
平成31年3月8日	Ⅲ (障害福祉システム)リス ク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク1:目的外の入手が行 われるリスク リスクに対する措置の内容	認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した 権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・受給者番号の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作	〇統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操	車後	表現の軽微な修正であるため。

	T	T	
平成31年3月8日		く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供表ットワークシステムに求め、情報提供表ットワークシステムを情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証・権限では、ログイン・ログアウトを実施しため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する性組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受を行う機能。 (※2)番号法第19条第1項第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者報といる。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	
L			

平成31年3月8日	Ⅲ (障害福祉システム)リス ク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク2: 不正な提供が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容	・障害福祉システム、情報共有基盤システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。	〈横浜市における措置〉 ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に限新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においてにより担当事務の特定、担当のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象する。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象する。 ・住民基本台帳事務応答録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務応答表したデータの表したデータの表別であることを照会の必要性提供する情報の取扱に十分な注意が必要であることを照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ、機関に連絡、確認したうえで、情報と許可したデータのみ提供する。	生 4	セキュリティリスクを低減させ る変更であるため。
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----------------------------

平成31年3月8日	上記と同じ	上記と同じ	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報証と領し、照会者へたどり着くための経路情報を生成性、新照会者へたどり着くための経路情報を生成世界を高し、照会内容に対応した情報を自動で正に提供を引きることで、特定個人情報があられる情報についてラグを設定し、特定個人情報の提供を行うことされるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応したが求められる情報についてラグを設定し、特定個人情報の提供を行うことでれるリスクに対応している。 (※)特定の職員認証・権限にログマの記録が来の場別なまれるオンライン連携を抑止する仕れるけるのになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事後	上記と同じ
-----------	-------	-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	-------

ク5 6. デ・ ト ム ス・	[(障害福祉システム)リス 対策 . 情報提供ネットワークシス ・ムとの接続 情報提供ネットワークシステ 。との接続に伴うその他のリ ・ク及びそのリスクに対する 計置	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されていり、不正な名寄せが行われるリスクに対応でいる。 《中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供アイを維持したでいる。 《中間サーバーと既存システムとにより、中間サーバーと既存システムとによりり、ななセキシのでは、特別であることにのる。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等のを全性を確保している。 ②中間サーバーと団体については、特定団体であるとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用にはり、中間サーバー・プラットフォームを利用はる情報を管理を地方の対対であっても他団が、中間サーバー・プラットフォームを利用には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		玉化	適切な欄への移動であるため。。
--------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----	-----------------

平成31年3月8日	報担供ないトワークシステムを	認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した 権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報 を入手できないように制御する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、 業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順	認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑止する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作	事後	表現の軽微な修正であるため。
平成31年3月8日	Ⅲ (統合番号連携システム) リスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法	・統合番号連携システムへのログイン時の職員 認証により担当事務を特定する。担当事務に限 定した 権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情 報を検索及び登録できる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザID・パスワードを発効する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共 用IDの利 用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。	・統合番号連携システムへのログイン時の職員 認証により担当事務を特定する。担当事務に限 定した権限の割り当てを行い、権限のある事務 のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとす る。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端 末利用時は画像認証により、当該職員が操作し ていることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共 用IDの利用を禁止する。 ・同ーユーザIDの同時ログインを制限する。	1 175	表現の軽微な修正であるため。
平成31年3月8日	Ⅲ (統合番号連携システム) リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容		OID・パスワードの発効及び失効管理・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。・事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。	事後	重要な変更であるため。

平成31年3月8日	上記と同じ	上記と同じ	○アクセス権限の管理 ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。 ○特定個人情報の使用の記録 ・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。	事後	上記と同じ
平成31年3月8日	Ⅲ (統合番号連携システム) リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク1:目的外の入手が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容	認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した 権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作	〇統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操	里 径	表現の軽微な修正であるため。

平成31年3月8日	上記と同じ	上記と同じ	マ中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会内容の提供され、情報には、情報には、情報には、情報に会されておいるでは、から情報提供許可を見り、不分のになる。では、から情報とになる。のとの服会を指している。では、から情報とは、から情報とは、なるを担け、のでは、から情報とは、から情報とは、から情報とは、から情報とは、から情報とは、から情報とは、から情報とは、から情報を受け、をでは、から、をでは、から、をでは、から、をでは、から、をでは、から、をでは、から、をでは、から、をでは、から、ないののには、から、ないののには、から、ないののには、から、ないののには、から、ないののに、から、ないののに、ないののに、ないののに、といっと、といっと、といっと、といっと、といっと、といっと、といっと、といっ	事後	上記と同じ
平成31年3月8日	IV (統合番号連携システム) 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南区花之木町3-48-1 045-743-8121港南区役所区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321泉区役所区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南 区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港 南区港南4-2-10 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市 泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	重要な変更には該当しないた め。

令和2年1月16日	II (統合番号連携システム) 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ①入手元	_	行政機関·独立行政法人等 厚生労働大臣	事後	令和元年10月30日から本格 運用となったため。
	II (統合番号連携システム) 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体 使用部署	神奈川区高齢·障害支援課 中区高齢·障害支援課 都筑区高齢·障害支援課	神奈川区高齢・障害支援課、こども家庭支援課中区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 都筑区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	重要な変更には該当しないため。
令和2年1月16日		神奈川区高齢·障害支援課 中区高齢·障害支援課 都筑区高齢·障害支援課	神奈川区高齢・障害支援課、こども家庭支援課中区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 都筑区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	重要な変更には該当しないため。
令和2年1月16日	1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	指定様式による書面の提出により開示・訂正・ 利用停止請求を受け付ける。 (指定様式はこちら http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjo ho/) 請求先に持参又は郵送。	持参又は郵送による指定様式での書面の提出 により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和2年1月16日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年1月4日	令和2年1月16日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年7月3日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ①担当部署	健康福祉局障害福祉部障害企画課	健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課	事後	部署名の変更のみであり、重 要な変更には該当しないた め。
令和2年7月3日	当部者 ②所属長	障害企画課長	障害施策推進課長	事後	部署名の変更のみであり、重 要な変更には該当しないた め。
令和2年7月3日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局障害企画課	健康福祉局障害施策推進課	事後	部署名の変更のみであり、重 要な変更には該当しないた め。
令和2年7月3日		健康福祉局障害企画課、障害福祉課、障害支 援課、障害者更生相談所	健康福祉局障害施策推進課、障害自立支援 課、障害施設サービス課	事後	部署名の変更のみであり、重 要な変更には該当しないた め。

令和2年7月3日	II (統合番号連携システム)特 定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局障害企画課	健康福祉局障害施策推進課	事後	部署名の変更のみであり、重 要な変更には該当しないた め。
	II (統合番号連携システム)特 定個人情報ファイルの概要 F7月3日 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体・使用部署		健康福祉局障害施策推進課	事後	部署名の変更のみであり、重 要な変更には該当しないた め。
令和2年7月3日	少字元 1151 人 11方 355 (/) [5] 35	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市 中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市 中区本町6-50-10 045-671-3884	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年7月3日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	横浜市役所 健康福祉局障害企画課 231-0018 横浜市 中区日本大通18 045-671-3601	横浜市役所 健康福祉局障害施策推進課 231-0005 横 浜市中区本町6-50-10 045-671-3601	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年7月3日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年1月16日	2020/1/16	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年7月29日	II (障害福祉システム)特定個 人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体・使用部署	西区高齡·障害支援課	西区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和3年7月29日	人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消	・障害福祉システムのサーバー機器はテーダゼンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・障害福祉システムのサーバーのラックは施錠	<構浜市における措置> ・障害福祉システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔子がいまりの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・障害福祉システムのサーバーのラックは応い。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存される。・サーバーのデータへのアクセスはID・パスワードによる認証体は鍵のかかる棚に施錠していまる認証体は鍵のかかる棚に施錠と申間サーバー・プラットフォームはデータを入りできなどにより変更により変更がある。 マードに設置している。データを行う明書との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中とのが出まるとのによりの身分証明書との照合を持ちる。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年7月29日	II (統合番号連携システム)特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用		西区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

令和3年7月29日	Ⅱ(統合番号連携システム)特 定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームはデータセン ターに設置している。データセンターへの入館、 及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更には該当しないため
	Ⅲ(障害福祉システム)リスク 対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク1:目的外の入手が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	表現の軽微な変更のため
	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク2: 不正な提供が行われる		③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	表現の軽微な変更のため
令和3年7月29日	Ⅲ(障害福祉システムリスク対 策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	表現の軽微な変更のため

令和3年7月29日	Ⅲ(統合番号連携システム)リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	第10号に基づき、事務手続ことに情報照気有、 情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報を	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	表現の軽微な変更のため
令和3年7月29日	Ⅲ(統合番号連携システム)リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	半信山宛太弘めて碑図」 担併太行うこしで わ	うに自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人	事後	表現の軽微な変更のため
令和3年7月29日	Ⅲ(統合番号連携システム)リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 し対する教育・啓発 具体的な方法	を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うことと	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年10月19日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第7号 番号法第19条第16号 【照会】	【提供】 番号法第19条第8号 【照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第17号 【照会】 番号法第19条第9号	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年10月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1~6 ①法令上の根 拠	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	重要な変更には該当しないため

令和3年10月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1・2・4 ①法令上の根 拠	番号法 第19条第8号	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年10月19日	II 特定個人情報ファイルの概要【統合番号連携ファイル】 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第19条第8号	事後	重要な変更には該当しないため

令和4年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社 北海道総合技術研究所	株式会社 スリーエス	事後	重要な変更には該当しないため
令和4年11月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	重要な変更には該当しないた め
	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	-	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合はに以下の約款及び特記事項による。・委託契約約款第6条(一括委任又は一括下請負の禁止)・個人情報取扱特記事項第8条(再委託の禁止等)・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項第8条(再委託の禁止等)	事後	重要な変更には該当しないため
会和4年11日15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	-	システムの管理作業及び処理作業	事後	重要な変更には該当しないため
今和5年10日17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託について は委託元の許諾を得た場合に認めている。横 浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁 止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個 人情報の保護に関する条例並びに以下の約款 及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下 請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁 止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱 特記事項 第8条(再委託の禁止等)	は委託元の許諾を得た場合に認めている。横	事後	重要な変更には該当しないた め

-	1				
令和5年10月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	は委託元の許諾を得た場合に認めている。横 浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁 止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個 人情報の保護に関する条例並びに以下の約款 及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下	番号法第10条第1項において、再委託について は委託元の許諾を得た場合に認めている。横 浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁 止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個 人情報の保護に関する条例並びに以下の約款 及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下 請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁 止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱 特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事後	重要な変更には該当しないため
令和5年10月17日		は委託元の許諾を得た場合に認めている。横 浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁 止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個 人情報の保護に関する条例並びに以下の約款 及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下 請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁 止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱	番号法第10条第1項において、再委託について は委託元の許諾を得た場合に認めている。横 浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁 止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個 人情報の保護に関する条例並びに以下の約款 及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下 請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁 止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱 特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事後	重要な変更には該当しないため
令和5年10月17日	II 特定個人情報ファイルの概要【統合番号連携ファイル】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	は委託元の許諾を得た場合に認めている。横 浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁 止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個 人情報の保護に関する条例並びに以下の約款 及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下 請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁 止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱	番号法第10条第1項において、再委託について は委託元の許諾を得た場合に認めている。横 浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁 止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個 人情報の保護に関する条例並びに以下の約款 及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下 請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁 止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱 特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事後	重要な変更には該当しないため

	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要【統合番号連携ファイル】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款第6条(一括委任又は一括下請負の禁止)・個人情報取扱特記事項第8条(再委託の禁止等)・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱	は委託元の許諾を得た場合に認めている。横 浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁 止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個 人情報の保護に関する条例並びに以下の約款 及び特記事項による。	事後	重要な変更には該当しないため
--	-----------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	----------------

過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

	公表年月日	内容	件数	新9 る星人事成の内谷及の再発防止策の内谷 再発防止策
1	令和2年12月24日	市総合保健医療センター(指定管理者が運営)において、指定管理者が受託している業務に係る内部の連絡会資料を誤って、外部の支援者を登録した別の連絡先グループのメールアドレスに、[BCC]ではなく【TO】で送信した結果、支援者の電子メールアドレス等が流出した。		
2	令和3年6月15日	市営墓地管理事務所において、墓地使用者の氏名・区画番号が記載された工程管理用の工事届の一覧を、打ち合わせをしていた事業者が誤って持ち帰ってしまった。	364件	書類等を引き渡す際、必要なものの抜けがないか、また不要なものがないかを、最後に先方と当方でダブルチェックを行う。 紙で管理していた工事届の一覧を、持ち出すことができないようパソコンでのデータ管理に変更する。
3	令和3年7月11日	市内で新たに新型コロナウイルスに感染した患者について、記者発表用資料を報道各社にFAXで送信する際に、誤って患者の個人情報を含む別の資料を送信してしまった。	165件	FAX送信の際には、ダブルチェックを徹底し、送信する資料に誤りがないかを確認する。
4	令和3年11月15日	消防出張所において、平成31年度分の 搬送辞退書173枚と転院搬送依頼書84 枚の収められた簿冊(1冊)を紛失した。	173件	担当者のみでなく、全職員が文書整理研修を受講する。 鍵付き書庫を購入し、容易に整理・確認ができる環境を整える。 廃棄文書梱包前に、責任職による最終確認を徹底する。
5	令和3年12月17日	区役所で保管していた、平成28年度の 3か月分の該当区で交付したマイナン バーカードに係る交付関連書類を紛失 した。	1931件	書類の保管場所一覧を作成し、執務室内の書庫から共用書庫への移動を記録するなどの管理を徹底するとともに、文書廃棄時には保存期間中の文書の状況を確認する。また、文書廃棄時に廃棄すべき文書をより厳重に確認するよう職員に周知徹底し、廃棄する箱の中身について、責任職による確認を行う。
6	令和4年11月11日	本市施設の運営委託業者の再委託者が、電車内で社用パソコン入りの荷物の盗難に遭い、当該パソコン内に保存されている施設利用者等の個人情報を紛失した。	528件	委託先に対して、委託約款に定められた個人情報の適切な取扱いを徹底するとともに、持ち出し可能な媒体に個人情報を保存しない等個人情報に関するリスク管理の徹底するよう指導する。 当該指導を受け、委託先においては、パソコン内にはデータを置かず、ファイルサーバに保存する運用とし、パスワードの二重化、強度の見直し等のセキュリティ対策を講じる。
7	令和5年2月1日	水道局において、公用携帯電話が入った鞄を電車の網棚に置き忘れて下車し、その後捜索したが発見に至らなかったため、当該公用携帯電話に登録された職員181名分の私用電話番号及び自宅電話番号を紛失した。	181件	課内において、これまでどおり紛失防止機能等を設定することや、公用携帯電話の適切な取扱いについて周知し、注意 喚起を図る。 また、局内において、公用携帯電話のセキュリティ対策及び 対応指針について通知を発出し、公用携帯電話を携帯する 全職員へ注意喚起を図る。